

□■養成所ニュースプラス第 30 号 2024□■

今日は七五三です。土日には、近所でも晴れ着を着た子どもたちの姿が見られるかもしれません。子どもたちの幸せを祈りたいものです。

Plus Quiz は、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」（現、障害者福祉）から「障害福祉サービス」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 33 回問題 59】「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスに関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 共生型サービスは、障害児が健常児と共に学校教育を受けるための支援を行うものである。
2. 行動援護は、介護保険の給付を受けることができる者でも必要に応じて利用できる。
3. 就労移行支援の利用には、障害支援区分の認定が必要である。
4. 生活介護を利用する場合は、暫定支給決定が行われる。
5. 障害児に関するサービスの利用者負担は不要である。

（注）「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(35 期生) 修了に関する書類は、10 月 31 日（木）にレターパックライトで発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11 月 1 日（金）に支給申請書類一式を普通郵便で発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1395605&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1395606&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1395607&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせはすでに郵送しておりますので、ぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1395608&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1395609&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 37 期生の出願を受け付けております。

現在、1 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1395610&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1395611&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1395612&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

年末まで休載します。

【Plus Quiz 正答と解説】

「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」では、「障害者総合支援法」に関して、毎年、幅広く出題されてきました。今回の問題は、サービス内容を理解するだけでなく、介護保険制度との適用関係や暫定支給決定、利用者負担額等の知識も求められています。また、第 35 回、36 回では事例問題にもなっているため、過去問で慣れておくことも必要です。他の項目では、「障害者福祉制度の発展過程」「精神保健福祉法」が頻出ですし、「障害者雇用促進法」は、「就労支援サービス」で毎年のように出題されてきました。

新たな出題基準については、メルマガ 6 号でふれておりです。特に「障害者福祉の理念」「障害観の変遷」「障害者処遇の変遷」は、共通科目テキスト 8 第 2 章第 1・2 節、第 3 章第 1 節の赤太字を中心に確認しておきましょう。

1. ×共生型サービスは、高齢者と障害児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするために創設されたサービスです。65 歳以上は介護保険が優先されるため、障害者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所を利用できるように 2018（平成 30）年に新設されました。
2. ○介護保険サービスに相当するものがない障害者福祉サービス固有のもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）は、厚生労働省通知により利用が認められています。
3. ×就労移行支援は、「訓練等給付」のサービスの一つで、障害支援区分認定は必要がありません。暫定支給決定（主に評価を目的とした短期間の支給決定）を経て正式決定になります。
4. ×生活介護は、「介護給付」のサービスの一つで、障害支援区分認定が必要であるため、暫定支給決定は行われません。
5. ×障害児の場合、保護者の属する住民基本台帳での世帯の所得により 4 区分の設定があります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus